

未来産業基盤強化プロジェクト

茨城県
令和元年11月22日

未来産業基盤強化プロジェクトのポイント

■企業の立地ニーズに応じて新たな産業用地の開発が推進されるよう、市町村の開発計画等を積極的に支援！

第1弾

①企業の立地ニーズが高い高速道路に周辺等を新たに「産業用地開発区域」に設定

第2弾

②市町村の開発計画等に対して、地域未来投資促進法^(*)の活用や開発に係る各種手続きの庁内調整を事前に行うことなどにより、事業化決定から造成事業着手までの期間短縮（最短1年）を目指す

(*)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

第3弾

③開発計画等の検討段階から企業誘致まで、部局横断的な体制で市町村を支援

未来産業基盤強化プロジェクトの取組み

◆産業用地開発区域を新たに設定

①高速道路IC周辺（概ね半径3km内）

★つくばJCT以西の圏央道IC周辺及びつくばJCT以南の常磐道IC周辺を「重点区域」に設定

②その他（既存工業団地の近隣など）

本日から適用

◆市町村の産業用地の開発計画等(候補地)を調査

- 産業用地開発区域内で市町村が産業用地の開発計画・構想等を有する候補地を幅広く調査

近日予定

◆産業用地開発地区に選定

- 事業化への進捗と調整状況に応じて、産業用地開発地区として選定し開発を支援
※当初3～5地区、全体で10地区程度を選定

新

○部局横断的な体制で各種手続きを支援

- 地域未来投資促進法，農地転用，開発許可など開発に係る手続きの庁内調整を，部局横断的な体制で円滑化し，国との調整等を全面的に支援

新

○事前エントリー方式の採用

- 造成工事等の着手前から企業のエントリーを受付けることにより，スピード感のある企業誘致を推進

ポイント

○スピード感のある事業化策の積極的な活用

- 地区計画の策定検討と併せて，地域未来投資促進法(※)等を積極的に活用
(※)法に基づく牽引事業計画に係る農地転用許可，市街化調整区域の開発許可についての特例措置

未来産業基盤強化プロジェクトの流れ

- 事業化決定前から、市町村が地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定(国同意)などの準備を行うとともに、県と十分な事前調整を行うことにより、通常は3年から5年超を要する**事業化決定から造成事業着手までの期間を最短1年に短縮することを目指す**

* 今回のプロジェクトは、地域未来投資促進法の特例措置を活用し、市町村による産業用地の開発を支援するものであるが、他県との競争や緊急な対応が必要な場合などには、あらゆる手立てを検討し対応していく。

① 開発計画・構想等の検討

② 事業化決定

③ 事前エントリー方式による企業募集

④と⑤の手続きを短縮

④ 開発に係る各種手続きの協議 (県等)

⑤ 農林調整(国)※1・農地転用協議(国)※2

(※1)市街化区域編入に農地が含まれる場合

(※2)4ha超の農地を含む場合

⑥ 各種許可等(開発許可, 農地転用等)

⑦ (用地買収) 造成事業に着手

通常は3〜5年超

事業化決定前の段階から市町村が以下の準備を行うことなどにより、④と⑤の手続きを短縮

- a. 地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定(国同意)
- b. 事業の促進を図るための土地利用の調整
- c. 各種手続きに係る県との調整
- d. 地権者の同意確認 など

最短1年に短縮することが目途